

令和5年度
加古川水系広域農業水利施設総合管理事業
自家用電気工作物点検整備業務

特 別 仕 様 書

近畿農政局
淀川水系土地改良調査管理事務所
加古川水系広域農業水利施設総合管理所

項 目	内 容	備考
<p>第1章 総則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目的) 第1-2条</p> <p>(場所) 第1-3条</p>	<p>令和5年度加古川水系広域農業水利施設総合管理事業自家用電気工作物点検整備業務（以下「本業務」という。）の実施に当たっては、農林水産省農村振興局整備部設計課制定「電気通信設備点検業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。</p> <p>また、同仕様書に対する特記及び追加事項については、本仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、直轄管理事業（加古川水系地区）で管理する自家用電気工作物（電気事業法第38条第4項に規定する自家用電気工作物をいう。以下「電気工作物」という。）の維持及び運用に関する保安確保を目的として行うものである。</p> <p>業務における電気工作物の設置場所は、別紙1「自家用電気工作物一覧表」（以下「別紙1」という。）のとおりで、添付図面にその位置を示す。</p>	
<p>第2章 業務条件 (業務条件) 第2-1条</p> <p>(関連業務及び工事) 第2-2条</p>	<p>1) 電気工作物における受電施設等の詳細は別紙1のとおりである。</p> <p>2) 管理技術者は、第3-1条に示す作業内容について、業務実施前に点検業務実施計画書を作成し、業務実施方法及びこれに係る提出書類の様式等について、事前に監督職員の承諾を受けるものとする。</p> <p>なお、これを変更する場合においても同様とする。</p> <p>3) 電気事業法第43条に示す主任技術者は、発注者側で選任済みである。</p> <p>受注者は次に示す関連業務の受注者と相互に協力し、作業しなければならない。なお、これ以外の関連業務及び工事が発生した場合は、監督職員より指示するものとする。</p> <p>1) ダム等基幹農業水利施設総合管理業務 「令和5年4月1日～令和8年3月31日予定」</p> <p>2) 自家用電気工作物年次点検整備業務（仮称） 「令和5年7月～令和6年3月予定」</p> <p>3) 呑吐ダム他水管理設備点検整備業務 「令和5年5月13日～令和6年3月7日予定」</p> <p>4) 呑吐ダム他洪水吐設備等点検整備業務（仮称） 「令和5年9月～令和6年3月予定」</p> <p>5) 川代ダム水管理システム機器更新工事 「令和5年5月～令和8月予定」</p> <p>6) その他設備更新等関連工事・業務</p>	

項 目	内 容	備考																				
<p>第3章 作業内容 (作業内容) 第3-1条</p> <p>(留意点) 第3-2条</p>	<p>本業務の作業内容は以下のとおりとする。</p> <p>1) 別紙1の施設のうち以下の施設において、別紙2「巡視・点検及び測定基準」(以下「別紙2」という。)に基づき、月1回の日常巡視点検(以下「月次点検」という。)を行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="472 495 1190 943"> <thead> <tr> <th colspan="2">施 設 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>加古川水系広域農業水利施設総合管理所</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>呑吐ダム揚水機場</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>北神戸第1段揚水機場</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>大沢第1段揚水機場</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>川代ダム管理所</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>鴨川・大川瀬ダム管理所</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>鴨川・大川瀬ダム管理所 鴨川ダム管理分室</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>糶屋ダム管理所</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>杉原川揚水機場</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 近畿農政局が開催する「令和5年度技術力向上対策講習会(自家用電気工作物保安規程教育)」の講師の対応を行うものとする。なお、カリキュラム(案)は別紙のとおりとし、講習会にかかる費用として、技術者1.0人/1回(移動含む)・技術員2.0人/1回(移動・資料作成含む)を計上している。</p> <p>3) 予備発電設備・直流電源装置及びインバータ盤については、本業務の対象外とする。</p> <p>本業務の実施において、留意すべき内容は次のとおりとする。</p> <p>1) 月次点検において発見された不良箇所は、直ちに監督職員に報告するものとし、不良箇所の整備を追加する場合がある。</p> <p>2) 詳細な点検等の実施方法については、事前に監督職員と打合せを行うものとする。</p> <p>3) 電気工作物の保安上当然必要と思料される事項については、監督職員と協議し追加するものとする。</p> <p>4) 点検時に電源切り替えを行う際は、事前に監督職員(監督職員不在の場合は各管理所所長)に通知するとともに、作業中の安全は万全を期すること。</p> <p>5) 本業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合は、その責に帰すべき者がその責任において処置するものとする。</p> <p>6) 関連業務・工事の実施中や故障時の補修等により、別紙2に示す点検が一部実施できないことがあるが、この場合は監督職員の指示によるものとする。</p>	施 設 名		1	加古川水系広域農業水利施設総合管理所	2	呑吐ダム揚水機場	3	北神戸第1段揚水機場	4	大沢第1段揚水機場	5	川代ダム管理所	6	鴨川・大川瀬ダム管理所	7	鴨川・大川瀬ダム管理所 鴨川ダム管理分室	8	糶屋ダム管理所	9	杉原川揚水機場	
施 設 名																						
1	加古川水系広域農業水利施設総合管理所																					
2	呑吐ダム揚水機場																					
3	北神戸第1段揚水機場																					
4	大沢第1段揚水機場																					
5	川代ダム管理所																					
6	鴨川・大川瀬ダム管理所																					
7	鴨川・大川瀬ダム管理所 鴨川ダム管理分室																					
8	糶屋ダム管理所																					
9	杉原川揚水機場																					

項 目	内 容	備考
<p>(緊急時対応) 第3-3条</p> <p>(業務写真における黒板情報の電子化) 第3-4条</p>	<p>緊急時対応は、別紙1に示す施設に突発的な故障又は異常が発生した場合、直ちに出動できるような機動性を発揮し、監督職員の指示により設備の状況確認、応急措置（予備品による部品交換等）及び部品調達による整備を行うものとする。</p> <p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1 から4 によりこれを実施するものとする。</p> <p>1) 使用する機器・ソフトウェア</p> <p>受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト) 」 (URLhttps://www.cryptrec.go.jp/list.html)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。</p> <p>2) 機器等の導入</p> <p>① 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。</p> <p>② 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い</p> <p>① 受注者は、1 の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。</p> <p>② 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。</p> <p>③ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>4) 写真の納品</p> <p>受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に URL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール) 又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>5) 費用</p> <p>機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。</p>	

項 目	内 容	備考
<p>第4章 貸与資料</p> <p>第5章 支給電力</p> <p>第6章 提出図書 (提出図書) 第6-1条</p> <p>(点検・整備記録) 第6-2条</p> <p>(提出先) 第6-3条</p>	<p>本業務においては、次の資料を貸与できるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 各施設受変電設備等完成図書 2) 近畿農政局自家用電気工作物保安規程 3) その他必要となる資料 <p>本業務の保守・点検に要する電力は発注者において支給する。</p> <p>本仕様書に示す提出図書は、A4版の装丁により次に示す部数を作成し、監督職員に提出するものとする。なお、共通仕様書に基づく電子データの提出は不要とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">点検業務実施計画書 2部(承諾後の返却分を含む)</p> <p style="padding-left: 2em;">報告書(点検・整備記録等) 2部</p> <p>報告書は点検・整備記録(月次点検)、不良箇所・点検箇所・その他写真等を取りまとめ、正副各1部ずつ監督職員に提出し、副については別紙1に示す施設毎に分冊するものとする。</p> <p>なお、完成図書の内容、編集等については監督職員と打合せのうえ作成するものとする。また、提出書類に変更が生じた場合はその都度変更書類を監督職員に提出するものとする。</p> <p>本業務の提出すべき点検・整備記録は、次に示すとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 巡視点検記録(指定様式-1及び任意様式) 月次点検はその都度、監督職員に提出するものとする。 2) 点検・整備記録取りまとめ(指定様式-2及び任意様式) 各月において、全施設の保守点検・整備終了後すみやかに監督職員に提出するものとする。 3) 点検箇所の写真 点検箇所の写真は4月点検時に撮影し、5月点検時に監督職員に提出するものとする。 4) 不良箇所の写真、報告書(任意様式) 不良箇所が確認された際には、直ちに監督職員に不良箇所の報告書及び写真を提出するものとする。 <p>提出図書の提出先は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所 川代ダム管理所 兵庫県丹波篠山市大山下 353-1</p>	

項 目	内 容	備考
第7章 契約変更	<p>契約書第12条及び第13条、ならびに第14条に規定する協議事項は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 第3-1条に示す「作業内容」に変更が生じた場合 2) 第3-2条1)に示す消耗・不良箇所が発見され、整備を追加する必要が生じた場合 3) 第3-3条に示す「緊急時対応」を行った場合 4) 関係機関との対外的な事由及び、やむを得ない理由により業務の遂行が困難と認められる場合。 5) その他 	
第8章 関係調査に対する協力	<p>本業務の実施において、歩掛調査や諸経費動向調査等を実施する場合には、その実施に協力しなければならない。なお、本調査の実施に当たったの調査費用は別途、契約変更の対象とする。</p>	
第9章 業務管理 (情報共有システムの業務について) 第9-1条	<ol style="list-style-type: none"> 1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産省Web サイト参照)によるものとする。 3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。 	
第10章 その他 (法定外の労災保険の付保) 第10-1条	<p>本業務において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。</p>	
(新型コロナウイルス感染症に伴う対応について) 第10-2条	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策を適切に実施すること。</p>	
第11章 定めなき事項	<p>本仕様書に定めのない事項、または本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>	

自家用電気工作物一覧 (1/2)

施設名	設置場所	受電施設			発電設備		責任分界点
		電圧	受電電力	遮断器	原動力	出力	
加古川水系 広域農業水利施設 総合管理所	兵庫県三木市 志染町三津田1525	6kV	125KW	7.2kV 400A 8kA	ディーゼル	予備 150kVA	構内第1柱に設置 した柱上気中開閉 器の電源側端子
呑吐ダム揚水機場	兵庫県三木市 志染町三津田	6kV	295KW	7.2kV 600A 12.5kA	—	—	構内第1柱に設置 した柱上気中開閉 器の電源側端子
北神戸第1段揚水機場	兵庫県神戸神戸市北区 淡河町北僧尾字湯屋ノ 上1742-5	6kV	1176KW	7.2kV 600A 12.5kA	—	—	構内第1柱に設置 した柱上気中開閉 器の電源側端子
大沢第1段揚水機場	兵庫県三木市吉川町 金会字沖溝357-2	6kV	620KW	7.2kV 600A 12.5kA	—	—	構内第1柱に設置 した柱上気中開閉 器の電源側端子
川代ダム管理所	兵庫県丹波篠山市 大山下353-1	6kV	44KW	7.2kV 600A 12.5kA	ディーゼル	予備 250kVA	構内第1柱に設置 した柱上気中開閉 器の電源側端子
鴨川・大川瀬ダム管理所	兵庫県三田市 大川瀬字荒神釜1457-32	6kV	76KW	7.2kV 400A 8kA	ディーゼル	予備 200kVA	構内第1柱に設置 した柱上気中開閉 器の電源側端子
鴨川・大川瀬ダム管理所 鴨川ダム管理分室	兵庫県加東市 黒谷字西山1197-23-1	6kV	16KW	7.2kV 400A 8kA	ディーゼル	予備 100kVA	構内第1柱に設置 した柱上気中開閉 器の電源側端子
糶屋ダム管理所	兵庫県多可郡多可町 中区糶屋字黒木山677-7	6kV	31KW	7.2kV 600A 12.5kA	ディーゼル	予備 48kVA	構内第1柱に設置 した柱上気中開閉 器の電源側端子
杉原川揚水機場	兵庫県多可郡多可町 中区高岸字西山133-55	33kV	1176KW	36kV 1,200A 25kA	ディーゼル	予備 5kVA	受電用屋外キュー ビクル内設置の引 込第1断路器の 電源側接続点
糶屋ダム管理所 糶屋ダム分水施設	兵庫県多可郡多可町 中区糶屋字黒木山673-13	200V	31KW	—	ディーゼル	予備 100kVA	構内第1柱の支持 点
高田頭首工	兵庫県多可郡多可町 中区高岸字西山133-55	200V	14KVA	—	ディーゼル	予備 34kVA	構内第1柱の支持 点

自家用電気工作物一覧 (2/2)

施設名	設置場所	受電施設			発電設備		責任分界点
		電圧	受電電力	遮断器	原動力	出力	
大屋頭首工	兵庫県多可郡多可町 八千代区大屋字松の木7-1	200V	13KW	—	ディーゼル	予備 40kVA	構内第1柱の支持点
赤坂頭首工	兵庫県多可郡多可町 八千代区赤坂字川原田15	200V	16KW	—	ディーゼル	予備 40kVA	構内第1柱の支持点
柳頭首工	兵庫県多可郡多可町 八千代区大和字馬鹿谷 394-4	200V	10KW	—	ディーゼル	予備 40kVA	構内第1柱の支持点

巡視・点検及び測定基準

対象	項目	日常巡視点検		定期巡視点検		精密点検※		測定		
		No.	点検箇所及び狙い	No.	点検箇所及び狙い	No.	点検箇所及び狙い	No.	測定項目	
受	断路器	1	受けと刃の接触、過熱、変色、ゆるみ	1	停止して受けと刃の接触、過熱、ゆるみ、荒れ具合			1	絶縁抵抗測定	
		2	汚損、異物付着	2	損傷、亀裂					
				3	振れ止め装置の機能					
				4	その他必要事項					
	遮断器、開閉器類	1	外観点検、汚損、亀裂	1	停止して外部の損傷、腐食、過熱、変形、ゆるみ	1	操作機構及び付属装置の各部点検	1	絶縁抵抗測定	
		2	指示、点灯	2	操作具、機構	2	遮断速度測定（開極投入時間最小動作電圧及び電流の測定を含む）	2	接地抵抗測定	
				3	付属装置の状態					
				4	接地線接続部					
				5	その他必要事項					
	変	母線	1	必要により、特定部位のものについて行う（点検箇所及び狙いは定期巡視点検より抜粋）	1	母線の高さ、たるみ、他物の離隔、距離、腐食、損傷、過熱			1	絶縁抵抗測定
2					接続部分、クランプ類の腐食、損傷、過熱、ゆるみ					
3					がいし類、支持物の腐食、損傷、変形、ゆるみ					
4					その他必要事項					
電	受電用変圧器	1	本体の外部点検、損傷、汚損、変形、ゆるみ、腐食、振動、音響、温度	1	停止して各部の損傷、腐食、発錆、ゆるみ、変形、亀裂、汚損	1	付属装置及び機器の内部点検	1	絶縁抵抗測定	
				2	付属装置各部の状態（機能及び状態）			2	接地抵抗測定	
		2	付属装置の点検、動作状態、取付状態	3	接地線接続部	4	その他必要事項			
				4	その他必要事項					
	設	計器用変成器	1	外部の損傷、腐食、発錆、変形、汚損、温度、音響、ヒューズの異常	1	停止して各部の損傷、腐食、接触、発錆、ゆるみ、変形、亀裂、汚損、ヒューズの異常			1	絶縁抵抗測定
2					接地線接続部	2			接地抵抗測定	
3					その他必要事項					
備	避雷器	1	外部の損傷、亀裂、ゆるみ、汚損	1	外部の損傷、亀裂、ゆるみ、汚損、コンパウンドの異常			1	絶縁抵抗測定	
				2	接地線接続部			2	接地抵抗測定	
				3	その他必要事項					
	配電盤	1	計器の異常、表示札、表示灯の異常	1	停止して各部の損傷、加熱、ゆるみ、断線、接触脱落			1	絶縁抵抗測定	
2								端子、配線符号	2	接地抵抗測定
2		操作、切換開閉器等の異常	2	端子、配線符号	3			保護継電器の動作特性		
電力用コンデンサ	1	本体外部点検、油洩れ、汚損、音響、振動	1	外部の損傷、腐食			1	絶縁抵抗測定		
							2	接地線接続部	2	接地抵抗測定

巡視・点検及び測定基準

項目 対象	日常巡視点検		定期巡視点検		精密点検※		測定		
	No.	点検箇所及び狙い	No.	点検箇所及び狙い	No.	点検箇所及び狙い	No.	測定項目	
※配 屋外電 線路設 備	断路器 遮断器 開閉器類	1 受変電設備用と同じ	1 受変電設備用と同じ	1 受変電設備用と同じ	1 絶縁抵抗測定	2 接地抵抗測定			
	配電用 変圧器	1 必要により、特定範囲のものについて行う（点検箇所及び狙いは受変電設備用と同じ）	1 受変電設備用と同じ	1 受変電設備用と同じ	1 受変電設備用と同じ				
	その他 付属設備	1 必要に応じ特定範囲のものについて行う（点検箇所及び狙いは定期巡視点検より抜粋）	1 母線、がいし、クランプ支持物などは受変電設備用に準じて行う（停止せず）	1 必要により特定対象を定めて行う（この場合停止して点検する）	1 絶縁抵抗測定	2 接地抵抗測定			
	電線及び 支持物	1 電線の高さ及び他の工作物、樹木との離隔距離 2 標識保護さくの状態	1 電柱、腕木、がいし、支線、支柱、保護網などの損傷、腐食 2 電線取付状態、弛み度 3 その他必要事項		1 絶縁抵抗測定				
配電 設備	ケーブル	1 ヘッド、接続箱、分岐箱等の接続部の過熱、損傷、腐食及びコンパウンド油洩れ	1 ケーブル腐食、亀裂、損傷	1 地盤沈下の影響	1 絶縁抵抗測定	2 接地抵抗測定			
		2 布設部の無断掘削	2 その他必要事項						
		3 標識、他物との離隔距離							
負荷 設備	配線及び 配線器具	1 開閉器の点検、湿気、塵埃等に注意 器具の損傷、腐食、分電盤スイッチ、ヒューズの適性	1 開閉器、器具との接続器具の損傷、腐食、分電盤スイッチ、ヒューズの適性及びゆるみ、過熱		1 絶縁抵抗測定	2 接地抵抗測定	3 配線用遮断器及び漏電遮断器の特性試験		

管理所長	担当技術者

施設名: _____

巡視点検記録（令和 年 月）

点検日 令和 年 月 日 ()
 点検時刻 時 分 ~ 時 分
 天候
 点検実施者

点検対象設備	項目	点検結果	備 考
受 変 電 設 備	断路器		
	遮断器・開閉器類		
	母線		
	受電用変圧器		
	計器用変圧器		
	避雷器		
	配電盤		
	電力用コンデンサ		
	蓄電池		
(屋外電線路を含む) 配電設備	断路器・遮断器		
	配電用変圧器		
	その他附属設備		
	電線及び支持物		
	ケーブル		
負荷設備	電動機その他回転機		
	照明設備		
	配線		
発電設備	原動機関係		
	発電機関係		
その他	発電機起動運転		
	引込設備		

※ 点検の結果、設備が良好であれば○、不良であれば×を点検結果欄に記入する。
 なお、点検対象設備がない場合は「該当なし」を記入する。
 必要に応じて項目を追加するものとする。

(注) 保守点検対象施設ごとに、月単位で作成する。

次 長	総 合 管理 所 長	川代ダム 管理 所 長	鴨川・大川瀬 ダム管理 所 長	糞屋ダム 管理 所 長

自家用電気工作物点検記録取りまとめ（令和 年 月）

主任監督員 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

監督員 総 合 管 理 所 ○ ○ ○ ○

監督員 川 代 ダ ム 管 理 所 ○ ○ ○ ○

監督員 鴨 川 ・ 大 川 瀬 ダ ム 管 理 所 ○ ○ ○ ○

監督員 糞 屋 ダ ム 管 理 所 ○ ○ ○ ○

管理技術者 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

項 目 対象施設	点検実施者	点検 結果	不良設備	状 況 と 対 応 方 針
加古川水系 広域農業水利施設 総合管理所				(状況) (対応方針)
呑吐ダム揚水機場				(状況) (対応方針)
北神戸第一段揚水機場				(状況) (対応方針)
大沢第一段揚水機場				(状況) (対応方針)
川代ダム管理所				(状況) (対応方針)
鴨川・大川瀬ダム管理所				(状況) (対応方針)
鴨川・大川瀬ダム管理所 鴨川ダム管理分室				(状況) (対応方針)
糞屋ダム管理所				(状況) (対応方針)
杉原川揚水機場				(状況) (対応方針)

(注1) 指定様式-1に記録した不良箇所及び推奨事項について、月単位で取りまとめるものとする。

(注2) 点検結果○で不良設備としている箇所については、緊急性がないため経過観察とする。

(注3) 点検結果×としている不良箇所については、緊急性があり早急な対応を要する。

令和5年度 技術力向上対策講習会（自家用電気工作物保安規程教育）カリキュラム（案）

月日	曜	時間			科目	内容	所属	備考
1日目		10:00	10:05	0:05	開講式		農村振興部設計課	
		10:05	11:00	0:55	自家用電気工作物保安規程について	保安規程の内容を説明し、専任技術者や担当技術者は主任技術者に代わる重要な役目を担っていることを確認する。	農村振興部設計課	
		11:00	11:30	0:30	電気工作物の構成と範囲	受電、変電、配電から負荷設備までの構成と範囲を理解	外部講師	
		11:30 13:00	12:00 13:30	1:00	高圧受変電設備の機器	断路器、遮断器など高圧受電設備の構成と役割について理解する。	外部講師	
		13:30	14:30	1:00	電気に関する基礎知識、年点検・日常点検について	停電での点検となる年点検及び主に目視による点検となる日常点検の各項目の実施方法と点検の狙いを説明する。	外部講師	
		14:30	15:00	0:30	DVD視聴	日常巡視関連DVDの視聴	外部講師	
		15:00	15:30	0:30	感電、漏電事故の防止	点検作業中及び公衆の感電防止、漏電事故対策。	外部講師	
		15:30	16:45	1:15	実地実習	実際の設備で点検方法及びその注意点を確認する。（停電、復電操作説明含む）	外部講師	
		16:45	17:15	0:30	全体質疑等	質疑・アンケート記入	農村振興部設計課 外部講師	

※ 開催場所： 加古川水系広域農業水利施設総合管理所（兵庫県三木市）